

相談無料

「個別相談会」

雇用調整助成金申請希望の方へ

雇用調整助成金とは？

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、労働者が従業員に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

どうしたらもらえるの？

- ① 売上が下がり、従業員を休業させる必要があった
- ② 従業員を計画的に休業させた
- ③ 休業させた従業員に休業手当を支払った

休業とは・・・働く意思と能力があるのに、働くことができない状態 ※休暇・休日は対象外

① から③まですべてあてはまるようなら、まずはご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援するため、2020年4月1日～2020年6月30日の緊急対応期間中、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施しています。

社会保険労務士により雇用調整助成金制度の説明・申請の仕方・必要な書類など説明致します。
(※ただし、支給申請手続き代行は致しません)

■日時 令和2年6月11日（木）

■会場 島田商工会議所

問い合わせ

相談所地域振興係 TEL:0547-37-7155

～助成金をうまく活用するには、日頃の労務管理が大事です。

静岡働き方改革推進支援センター（静岡労働局委託事業）では、幅広く人事労務に関する相談をお受けしています。

- ・就業規則・諸規程の作成・見直し
- ・労働時間の客観的な方法により把握。
- ・その他、採用・定着 人材育成 雇用管理、賃金、人事評価など